

ピアホームだより

2010. 11. 9

精神障害者生活実態と 家族の法的義務を考える

ピアホーム利用者Nさんが、預金の底がつき、生活保護を決意しました。これまで年金(2級)を主体に工賃を合わせ7万円少々でやりくりしてきたようです。1日の食費は、通常1500円という数字目標を立てています。

最寄の福祉事務所を訪れ、直ぐ手続きに入れるものと考えていましたが、甘い期待でした。生活保護には、家族の扶養義務が立ちはだかり、条文に当たると以下のようなものでした。

民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

不況の中、生活保護世帯が増え、都より厳密な運用の通達があったようです。ここで改めて、生活保護の原則を挙げてみます。

- ・無差別平等の原則(第2条)
 - ・補足性の原則(第4条)
 - ・申請保護の原則(第7条)
 - ・世帯単位の原則(生活保護法第10条)
- 例外として、世帯分離という制度があります。Nさんは、GHで世帯分離し生活を送っている実態があることが考慮される—と考えてみましたが、これも、極めて例外的な処理方法として位置付けられていました。

障害者を抱える家族にまだまだ明治の民法が活きている現状を思い知らされました。これでは、障害者の自立が促進されるでしょうか？精神保健福祉法の家族の保護責任、年金制度に残る家族単位なども同様、家族制度が大きく立ちはだかります。近代的な個の概念で制度を組み立て直す必要性が出てきているのでしょう。

11月の行事

<11月5・6日>病地学会

<11月14日>交流会(顧問医白石主催)

ピアホームIで独り暮らしを始めて—

上田正義

僕は、44歳になって初めて父母から離れて暮らしを始めました。僕は4歳の時に父母から引き離されて4ヶ月間辛い入院生活をした体験から、父母から離れて生活しているとどうしても辛くなって来ます。今、7カ月半を過ごしてみて、不安や孤独や焦りや怒りや、父母が沢山愛をくれたことへの感謝の気持ちなど、色々な思いが込み上げて来ます。“今が踏ん張りどころだね。”と僕の彼女も世話人さんも言ってくれます。4歳から44歳までの40年間、僕は父母を辛い入院をさせたことへの怒りから恨んできました。でも父母は僕を嫌うどころか守って大事にしてくれていました。その父母の愛情を離れてみて実感出来るようになって来ました。僕は守られて来たのに恨んでいたのは我儘だったと気付きました。この後ピアホームに1・2年住んで心の成長が出来るようになります。マイペースで頑張ります。